

## ○23番（江原一雄君）〔登壇〕

議長の許可をいただきましたので、質問させていただきます。

第1問目に税務行政について、2つ目に市民病院問題について、3つ目に人事問題について、4つ目に道路行政について、国道35号線S字カーブの問題につきまして質問をさせていただきます。

まず最初に、税務行政について。

中身につきまして、固定資産税の税率引き下げについて質問をしております。

新武雄市の合併が平成18年の3月1日以降、3周年目を迎えているわけであります。3年といいますと、一つの大きな節目でもありますし、5年とか10年とか、そういう大きな節目の3年ではなかったでしょうか。

そういう中で、1市2町の合併課題の中で、この固定資産の税率の問題につきましては、大変重要な課題でありました。私も合併した平成18年の6月定例議会の中で、みずからの公約とし掲げておりましたこの固定資産の税率引き下げの課題につきまして質問をした経過があります。3年目にわたって、また再度この課題を質問するわけですが、新武雄市にとって、この課題が進んでおりません。今議会の樋渡市長の施政方針であります演告では、この間の取り組みについて、しかしながら県内一高い税率について市民、企業の皆さんに、他の自治体より多くの負担を求めることになるため、平成21年度、税率引き下げに向けた具体的な検討を行ってまいりますと述べられました。

この中身につきまして市長に質問をするわけですが、県内一高い税率につきまして、本当に合併する中で、山内町民にとって、また北方町民にとって、まさに納得できない課題であります。（パネルを示す）3年前もこの資料を見せましたけれども、再び提出せざるを得ません。3年間、これがいつ焼却できるだろうかと思いながら、私の控え室のいすの横に常に置いております。そういう意味では御承知のとおり、固定資産の税率は武雄市が1.55%で県内一高い税率になっております。佐賀、唐津、鳥栖、伊万里、小城、嬉野、神崎市は1.4%でございます。多久市と鹿島市は1.5%であります。これが県内10市の固定資産の税率のグラフでございます。

もともと市にとって固定資産税というのは、市民税の中でも重要な自己財源であります。以前も申し上げましたけれども、固定資産税は所得にかかわらず課税される資産であります。今、昨年からの世界的不況のもと、それが我が武雄市内にも押し寄せておりますけれども、本当に固定資産税を払うというのは、所得がなくても払わなければなりません。所得税というのは、所得に応じて当然税率により課税された額を納めるわけですが、固定資産税というのは、御承知のとおり本当に重要な、個人にとっては払いたくても払えない、そういう今日の経済状況を考えれば、滞納世帯も含めまして、非常に武雄市だけでなく全国の行政自治体にとっても大きな課題となっております。だからこそ、先ほど示しましたように、

国が示す標準税率1.4%を多くの自治体が取り組んでおられるのではないのでしょうか。

その中で、よく今自治体の財政の問題で、破綻として大変注目といいましょうか、北海道の夕張市の例を言われます。夕張市の固定資産の税率は市長御存じでしょうか。もともと1.4%の標準税率で課税をされておりました。しかし、財政再建を指導されることによっての財政再建の中で、夕張市は1.45%に上げざるを得なく、現在1.45%で課税をされているわけであります。私は、この夕張市の例を受けたときでも、本当にこの標準税率という重みと武雄市の課税の税率であります1.55というこのパーセントが、どうだろうか考える一人であります。

そういう中で、平成17年12月15日の1市2町の武雄、山内、北方の合併協議会の第10回協議会の中で、山内町、北方町の元両町長の声として、この固定資産の税率につきまして、新市の中で十分御議論をいただいて、納得できる方向を示してほしい、協議を要求、要望をしていただいております。それも議事録として挿入されておりますので、当然市長もその流れを受けておられるわけですので、今議会市長の演告にありました、この方針につきまして説明を詳しく求めて、まず第1の質問にかえたいと思います。よろしくお願いします。

**○議長（杉原豊喜君）**

樋渡市長

**○樋渡市長〔登壇〕**

御答弁申し上げます。

固定資産税につきましては、まず合併協議会において、平成20年度まで不均一課税とするということが決まっていることは、議員既に御案内のとおりだと思います。その上で、平成21年度から合併協議会の御結論として1.55%とすることが決定をされております。その上で、先ほど議員からありましたように、今後の税率については、新市の中で検討をするということをも私も引き継ぎのときから承っております。

この固定資産税の税率の引き下げについては、私も既に公約、具約の中に入れております。その中で、平成20年度からは既に庁の内部で、役所の内部で検討を進めております。御理解いただきたいのは、固定資産税は市税収入、大体52億円程度ありますけれども、そのうちの市税収入の中の49%、半分を占めるということを、これはぜひ御理解いただきたいというふうに思っております。

うちは大きな企業等がありませんので、この固定資産税というのは極めて重要な財源であります。したがって、この税率の変更については、他市の変更の例よりもさらに過敏に我々は市の財政運営に与える影響を見定める必要があります。議員も御案内のとおりに岩波新書の湯浅さんが書かれた本があります。その中で、私も本当にこれには納得しましたが、これは派遣村の村長さんをされた方でありましてけれども、この方がおっしゃっている言葉の中で、これからは財政はセーフティーネットとしていろんなことをしなきゃいけないと、するべき

だということを書かれております。そのセーフティーネットをするには、やっぱり一定の財源が要ります。やはり我々としては、固定資産税だけには限りませんが、そういった市民からいただいた貴重な税収を財源にいたしまして、例えば福祉であるとか、例えば子育てであるとか、そういったことに振り向けなければいけない。そういった意味で、非常に難しい判断を迫られているところでもあります。ただ、県内一高いというのは、私も演告で申し上げておりますので、税率の引き下げに向いては平成22年度にぜひ反映をさせていきたいというふうに思っております。

ただ、幾らにするかということにつきましては、先ほど申し上げましたように、税収への影響、それと今後の施策、どういった事業を組むかということに密接に関係しますので、これは議会の皆様方とよく協議をしていきたいと、このように考えております。

私のほうからは以上です。

○議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

総務部長にお尋ねしたいと思いますが、この基準財政需要額、いわゆる交付税措置の問題ありますけれども、この固定資産税、いわゆる自己財源との絡みで、運用上当局として施策をやる場合に、自己財源があればもちろん交付税が減らされるという側面もあるわけですが、その件についていかがでしょうか。

○議長（杉原豊喜君）

大庭総務部長

○大庭総務部長〔登壇〕

お答えいたします。

一般的にはそうかわかりませんが、この固定資産税の超過税率に関しましては、そういう措置には関係ございません。

○議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

市政を運営する上で、自治体によってこういうばらつきがいろいろあるわけですが、私は県下一高いというこの税率について、市長自身も3年前の市長選挙に取り組む中で、オープンな形で、いわゆるこの課題について白紙で臨まれたんじゃないかと思うんですよ。そういう意味では、市政運営をやる上で、やっぱり高いなというふうに市長おっしゃるわけですから、その高いということに対して検討するということを今年度言われました。平成20年度取り組まれたわけですが、具体的にどういうふうにして今後検討するかのスケジュールについて、また内容について、もう少し詳しく御答弁いただきたいと思っております。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

遅くとも9月議会までには原案を示して、その間に必要とあらば、また地域審議会等に諮ろうと思っております。その上で、ちょっとごめんなさい、繰り返しになりますけれども、遅くとも9月までには議会の皆様、市民の皆様方に原案を示したい。そこで、十分幅広い御議論を賜りたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

私は、市民ニーズの問題を本当に定着させていく上で、今市長も言われるように、市民の間でも、また事務方の中でも十分な議論、また公開性があって、そういう民主主義といえますか、土壌をつくり上げるという意味で、納める側も、また財源に基づいて行政施策をやる上で、やはり市政の内容については、それを知ること自体、また議論に参加すること自体が十分な市民力を発揮する上でも私は大きな課題だと思います。

これは次の課題の中で言いますが、市民病院問題につきましては、本当に市民にとっては寝耳に水な話であったのではなかろうかと思えます。思いもしますから、この課題につきましては、十分市民に提示をし、議論を重ね、それが民主主義の重要な土壌になると、そういう思いを私はしますけれども、市長いかがでしょうか。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

思い出すこと、私がリコールを受ける前に、J Cさん、上田議員いらっしゃいますけれども、武雄青年会議所主催の私のマニフェストの検証大会があったときに、これはちょっと、どこがどう評価したのかは、つまびらかには私はわかりませんが、私の市政運営の中で、評価する項目として対話力ということがありました。私は、これ非常にうれしく思ったんですね。市長になってから、これは演告でも申し上げましたけれども、市長と語る会であるとか、あるいはさまざまな集会、会合には、できるだけ小まめに私は出て、不十分と言われるかもしれませんが、出ているつもりであります。そういった中で、対話力が評価をされて、これが佐賀新聞にも掲載されたところでもありますけれども、これは非常にうれしく思っております。そういった意味で、私はこの市政の中で対話ということをさらに重視をしていく必要があるだろうというふうに思っております。

先ほど、市民病院については足りないとおっしゃったかもしれませんが、私にとっ

ては、これは私の力不足かもしれませんが、私の思いとしては十分に御説明したつもりでいます。しかも、選挙戦を通じて、さらに深く広く説明をしたつもりでありますので、その辺のところは、ぜひ議員も御理解を賜ればありがたいと、このように考えております。もとより、市民の皆様方に広くオープンに提示をしていくということについては、政策論としては、政策を出していくということについては、今までどおり、そして、私は最も重視しているのは議会であります。ですので、議会の皆さんとの対話をさらに議会制民主主義、日本に与えられた議会制民主主義の中で、議会の皆さんと特に対話を進めていきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

この間、市長は議会が、それはもちろん重要であります。しかし、議会というのは出てくるのは議案として出てくるんです。いや、結論がどうでしょうかと、いわゆるプロセスは少ないですよ。だから、結論を出す前に、先ほど地域審議会とか市民の皆さんにというふうに言われました。私は、この議会が最終結論で重要ですけども、いわゆる多数決の論理なのか、少数の意見なのかという、非常に議会というのはそれで決するわけです。ですから、求めたいのは、今市長言われましたように、十分市民の間で議論できるスケジュールを組んでいただきたいと思います。

1点お尋ねしますが、夕張の例を先ほど申し上げましたが、やはり標準税率1.4%でいっている自治体、やっぱりお隣長崎県とか、お隣福岡県の各自治体の例を調べてみました。ほとんど1.4%です。長崎県はすべて1.4%です。そういう意味で、やっぱり自治体の置かれている条件というのは、そう変わるものではありません。市民要求の切実さに基づいて、さまざまな手当てをしていく、これは地方自治法の目的にあるわけですから、住民の福祉、滞り者の安全のために行政があるわけですから、だから、そういう中で夕張市の例は1.45%という残念ながら引き上げざるを得ないという形で1.45%です。武雄より低いわけですが、こういう話を市長の思いを伺いたいので、いかがでしょうか。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

この問題は積み重ねだと思うんですね。武雄は、諸先輩方がこれまで武雄を——これは山内の皆さん、北方の皆さんを含めてそうでありますけれども——つくってこられた歴史、風土というのがあります。その中で、さまざまな議論を経た上で1.55%という、私は旧武雄市についてはこう出ているというふうに思うんですね。ですので、これをいたずらに、例え

ば全然条件の違う夕張市と比較をすとか、あるいは長崎と比較をすとかというのは、これは筋が違うんじゃないかなというふうに思っております。

ちなみに私も調べてみました。長崎県は非常に財政状況苦しいです。私が思うのは、この固定資産税を市民の皆様方がやっぱり払ってきていただいたおかげで、これは議論の余地はあるかもしれませんが、少なくとも私が総務省にいたときからすると、武雄は、非常にある意味手厚いサービスがされているということを感じます。そういった意味で、やっぱり高い負担には高いサービス、低い負担には低いサービスになるというのは、これは議員十分御理解していただいていると思いますので、むしろ、もし低い税率にしろと、すべきだということをおっしゃるといふことであれば、例えば、このサービスはやっぱり削りなさいということセット論としてお話をいただくと、非常に私も今後市政運営を進める上での参考になるのかなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、私は自分の公約、あるいは今回の演告で言っていますとおり、やっぱり県内一高いというのは、それは非常に負担を重くかけているというのは十分認識を、これは議員と同じであります。認識をしておりますので、これは先ほど申し上げたタイムスケジュールにのっとなって、まず役所の中で議論を進めた上で、また皆様方に提示をしていきたい。

そして、私は非常に気になることがあるんですね。議会が何か最終決定の場だということだけおっしゃるんですけど、私は違うと思うんですね。議会はあくまでも、やはりいろんな議論をする場だというふうに思っております。したがって、私は例えば議員の説明会であるとか、十分に開いていただくように議会に、これは杉原議長にもお願いをし、そして、私どもの内部にもそういうふうな指示、お願いを出しているところであります。

現に、この一般質問そのものこそが、そういったことを問いただす、あるいは提案をする場だと私は心得て、一番重要な場だというふうに心得ておりますので、そういった意味で、議会というのは、ただ単に議決だけではなくして、これはテレビも入っておりますので、そういう議論の場、これは非常に大きな場だというふうに認識を私はしております。

以上です。

**○議長（杉原豊喜君）**

23番江原議員

**○23番（江原一雄君）〔登壇〕**

もちろん議会は結論を出す場でもありますし、こういう一般質問を通して施策の要望について質問できる、それはイコール住民、市民の皆さんの声を代弁して物が言える、そういう権限をいただいておりますから、当然それは市長の言われるとおりです。だから、こういう形で一般質問をできるというのは、それはよく認識しております。もちろん、だからそれを行って、こうして代弁し要望を届けているわけですので、そこは私も十分理解をしな

がら、ただ、最終的結論は議会です。ですから、それだけのやはり時間と議論が必要だということ、施策をやる上で十分求められているということを訴えたいわけでありますので、御理解をいただきたいと思ひますし、ぜひこの固定資産税税率引き下げにつきましては、市長自身も3年前の公約に基づいて施策を実施していただきますことを強くお願い申し上げておきたいと思ひます。

2番目の市民病院問題についてお尋ねをします。

最初にこの市民病院問題、移譲の問題がありますが、私は再度この市民病院問題の移譲について、やはり検証をしたいと。そういう意味でも、さきの12月定例議会、1月13日から一般質問ありましたけれども、市民病院問題の今のあり方、この移譲のあり方について検証をした質問をしました。今回も同じように民間病院への移譲の問題、あるいは現在の市民病院としての姿を検証してみたいと思ひますので、質問するわけであります。

公的医療機関として、これまで中核医療機関として武雄市民病院の役割が8年間市民病院として、また、その以前、昭和17年から旧国立の療養所としての歴史を持っていたわけであります。そういう中で、民間移譲することによって武雄市民病院のイメージの維持ということ、いわゆる第一の目標といいますか、移譲先選考委員会が答申をされた文言が挿入されております。この武雄市民病院のイメージの維持について、どういうことなのか、まず御答弁を求めたいと思ひます。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

まず、市民の皆様方が安心して行ける病院、そしてあくまでも、これは議会で再三申し上げておりますけれども、武雄市民病院というのは、県、あるいはこれは一応国になるかもしれませんが、認められた救急告示病院であります。したがって、24時間365日の本当に救急で困った患者様方をきちんと引き受ける病院のイメージ、身近な病院と、そういった救急、特に救急の病院、そして、これは私は選挙戦でも申し上げておりますけれども、さらに今まで市民病院でなかなかし得なかった高度の救命医療ですよね、これも付加した形でさらに市民の皆様方にこたえていく、これが私は市民病院のイメージだと思ひますし、のれんだというふうに思っております。

ここが、経営形態が、例えば民間だから、あるいは直営だから、独法だから、地方公営企業法の全部適用だからとか、そういった問題ではなくして、市民の皆様方が望んでおられるのは、その医療の中身、病院の内容、私はそのところが一番大事だと思っておりますので、こののれん、イメージを引き継げることができるように議員の皆様方と一緒に作り上げていきたいと、このように決意をいたしております。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

今現在の武雄市民病院の先ほど言われましたイメージ、安心してかかれる病院と言われました。24時間365日、そういう中で、ひとつ具体的に救急告示病院としての、いわゆる佐賀医科大学から派遣していただいた時代と、池友会の応援を得て救急を再開されたことしの8月からの実態を比較してみました。それは、救急患者の方たちがどういう流れになっているかということです。平成19年の8月から1月まで救急で搬入された方が372台、このうち市内の患者さんが271名、72.8%です。市外から搬入された患者さんが101名で27.2%であります。そのもう1つ以前は、平成19年度、先ほどは8月から1月まで区切りました。池友会との比較をするためです。平成19年度4月から3月まで、平成19年度ですね、そのときには市内の患者さんが546名、75%です。市外の患者さんが181名で25%であります。これは、いわゆる平成19年度はそういう意味では75対25です。これは大きな意味を持つわけですが、では、今回昨年度8月から救急を再開されて、池友会の応援をいただいて、いわゆる市内が359名、確かに市内の患者さんも89名ほどふえたということは歴然であります。これは612台のうちの58.7%であります。市外が253名で41.3%であります。これをよく見ますと、非常におもしろいという表現はいけませんけれども、いわゆる救急告示病院、市長が言われた24時間365日と言われている中核医療機関としての役割と、この市民病院が以前どういう役割を果たしていたかということと、今回池友会の応援を受けて、こういう形に移行しているなということがよくわかるのは、市内の患者さんが伸び率は1.3倍です。それに比較して市外の患者さんが2.5倍であります。私が、たまたま市民病院に行きましたら、市外の知り合いの方がお見舞いに見えておられました。「お久しぶり、何しよっですか」と言われましたが、ああ、遠いなということでありました。

私は、この数字を見て、いわゆる池友会のプレゼンテーション、昨年6月25日、鶴崎理事長のもとで、武雄を核にして、ヘリコプターを使って武雄南部医療圏だけでなく、佐賀県、あるいは長崎県、長崎県の離島までエリアにする病院をつくるんだと、高度救急医療、そういうニュアンスのことを申されましたけれども、あっ、ここに数字があらわれているのは、そのことではなかろうかなと、私は、この数字は何を物語るんだろうかと考えたときに、そういうことかなと思いましたが、市長いかがでしょうか。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

私はうれしく思いますね。やはり池友会の頑張りで市民の皆さんたちが89名ふえているということについて、非常にうれしく思います。そして、これは私よりも議員が御案内だと思

いますけれども、武雄市民病院というのは、南部医療圏、言葉をかえれば私が管理者であります杵藤広域圏の病院でもあります。救急車については、できるだけあいているところがきちんと引き受けるということであります。私は、命の重さというのは、市内だから、市外だからというのは、基本的にあってはいけないものだというふうに思っておるんですね。ここに住むから助からない、あるいはここに住まなくていけないから助かるということは、なるべくない、これは多分日本共産党の皆様方も恐らく同じ考えだと思うんです。命というのは、地域によって助かるとか、助からないというのはあってはいけないと、そういった意味で、私は、これは評価しているのは、武雄市民の皆様方もこれだけの数がふえているということ、そして、市外の方々からもこれだけ命、あるいは健康を救っているということについて、私は、議員と率直に見解が異なりますけれども、非常にうれしく思っております。

そういった意味で、私はこれが杵藤広域圏、そして、実はナンバーを見ていると、これは救急じゃありませんけれども、このごろ鹿児島ナンバーであるとか、宮崎ナンバー、熊本ナンバーも散見されます。そういった意味で、やはりこれが市内だけじゃなくて、いろんなところからやっぱり来ていただくという病院に、だんだん本当に信頼を深める病院になっていっているのではないかというふうに思っておりますので、私の評価は議員とは真逆であるということを申し添えたいというふうに思います。

#### ○議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

#### ○23番（江原一雄君）〔登壇〕

もちろん、それは先ほど言いましたように、市内の患者さんも1.3倍と申し上げました。それは、いわゆる医療には、はざまはない、垣根はないと思いますよ。ただ、問題はいいところだけではないということなんです。この間、入院患者さんと外来患者さんの表があるわけですが、いわゆる内科系の患者さんが近隣の医療機関に分散をされて、この小さい数字ですけれども、全く内科系の患者さんは消化器内科を除いて白紙ですよ。そういう、いわゆるプラスとマイナスがあることを市長は十分御理解の上だと思いますが、そのこともおっしゃらないと、救急だけが伸びたからいいとかいう問題ではない、これが地域医療なんですよ。いわゆる高度救急救命の対応をできる、三次救急の対応をされている患者さんがどのくらいの比率かといいますと、先ほどの資料でいきますが、搬送が372台のうちに9件でありました。ことしの8月から1月までの三次の救急は13名です。ですから、私は、もし8階建ての武雄和白病院が建ったとしても、私は経営上成り立たないんじゃないかなと心配をする一人であります。

そういう流れの中で、この医療の中身の問題が言われました。さきの日曜日に、昭和30年代から60歳以上の老人医療費の無料化を頑張ってきた岩手県の沢内村というのがあります。この沢内村をNHKのアーカイブスという、かつてのドキュメンタリーを再放送されてお

ました。結局自治体の病院が、いわゆる赤字か黒字かというのは、自治体の当局にとっては黒字がいいでしょう、でも医療という側面から見たら、結局赤字を出さざるを得ない、それは、いわゆる外来患者さんが安心して通われる地元の医師会と協力しながら地域医療を支えている病院、これはやっぱり赤字になるんですよ。そこで、当時の村長と病院長が激しく渡り合いながら、村立病院を維持しながら、いまだもって頑張っておられるわけです。

そういう流れの中で、8月から池友会の応援を受けて、ことしの1月度の医療費の総計、総収入は幾らになったのでしょうか。

○議長（杉原豊喜君）

古賀市民病院事務長

○古賀市民病院事務長〔登壇〕

通告ございませんでしたので、調べてから後ほどお答えいたします。

○議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

調べんでもわかると思いますよ。事務長室にグラフがあったじゃないですか。毎月の医療費の伸びが棒グラフと線グラフで示されておりました。どこかのある民間会社の営業部かなと錯覚をするようでありました。

先ほど、きのうですか、おととい、私たちに救急搬送とか数の棒グラフが手元にありましたが、この総収入に対しても張られておりましたよ、事務長。1月度の総収入は、約1億3,000万円であります。ですから、今の形式でいきますと、年間15億円を超える医療費の収入が見込まれるわけであります。

私は、病院経営、本当に病院の経営の実態が、今言いましたように、救急の患者さんのレベルでいきますと、整形の患者さんは1月度延べ1,111名です。脳神経の患者さんは1,116名です。ですから、かつて平成19年の当時はいきますと3倍、あるいは脳神経からいきますと約4倍になるわけです。だから、いわゆる経営の側面を見ますと、そういう医療が黒字化を目指しているわけでありまして。ですから、この24時間365日というのは、昼間の時間帯の診療報酬単価と夜間の診療単価は約4倍の開きがあります。もちろん、どうしても夜中に行かなければならない急患の患者さんもおられるのは、当たり前ではないでしょうか。それを承知の上であります、私は、だからコンビニ診療にならないように以前言ったことがあります。

そういう病院経営の側面から見て、黒字化のため、いわゆるICUの設置を取り組まれました。このICU、いわゆる集中治療室、この患者さんがお一人一日入院されたら、収入が幾らの単価でありましょうか。わかれば御答弁いただきたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

古賀市民病院事務長

○古賀市民病院事務長〔登壇〕

I C Uにつきましては、一日大体17万円ぐらいというふうに承知しております。

○議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

1人で17万円ですか。

○議長（杉原豊喜君）

古賀市民病院事務長

○古賀市民病院事務長〔登壇〕

1人当たりの金額であります。

○議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

1ベッド17万円としますと、4人集中治療室に入っただけならば、四七、二十八、68万円、1日17万円ですよね、これを365日掛けますと、私の手元は数値が違っておりましたので、はるかに倍の数字、約2億5,000万円近くの収入になるんじゃないでしょうか。

私は、この集中治療室、I C Uをつくられた意味、意義はわかります。わかりますけれども、現場の実態がどうかわかりませんが、以前の、例えば同じ脳疾患の患者さんにしろ、我が家族も入院したことがありますから、いわゆるナースステーションのすぐそばに患者さんを置いて、四六時中ナースの皆さんが状況を把握しておく、これはI C Uがなくてもした時代とI C Uというシステムをつくった場合、それはそこにスタッフが今12名いらっしゃいますから、ナースステーションから見るのと全く違いまして、そこに常駐しておられるわけですから、それは医療の質は相当違うでしょう。でも、病院経営の側面から見ますと、いわゆるこういう病院形式だったら黒字になるんですね。市長、笑っておられますけれども、だから、私はこの救急患者さんの搬入を受ける、そういうことで、以前の質問で武雄市外の救急隊に、消防のほうにも救急の搬入をお願いに行ったという答弁があったと思いますが、市長いかがでしょうか、行かれましたか。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

まず、I C Uの位置づけについては、これは私より議員が御案内だと思いますけれども、普通一般的なグローバルスタンダードの医療の中でI C Uがない、本当の意味での救急医療というのは、私は過分にしておつとよくわかんならいいですね。少なくとも本当に救急も救

命につながる救急と、ちょっとやけどがひどかった等の救急と2種類あると思うんです。そういった意味で、救命につながるイコールICUの設置というのは、これはある意味、私は旧来の武雄市民病院でやりたかったことなんですね、救急告示病院のあり方として。それを今池友会が担っていただくという意味では、非常にこれは大きいもの。だから、今までの旧来の市民病院で、その延長線でできるといったことについては、私はこれは反論せざるを得ない。

それともう1つが、ICUの位置づけについて、私もさまざまな評価をいただきます。そういった中で、少なくとも私に寄せられている中では、ICUから出られた患者様、御家族、御友人の方からは、本当によかったということしか僕は聞いていないんですね。ですので、いろいろあるかもしれませんが、そういった意味からすると、本当によかったという言葉聞きますので、非常に議員が今おっしゃっていることについては、なぜそうなるのか、そして、私はこれは厚生労働省の皆さんから教えていただいたのは、これは医官です、医務官の方から教えてもらったのは、医療の経営というのは、ある意味結果であると、要するに患者様がきちんと治していただいて、十分なケアをしていただいて、その結果が経営なんだということでもあります。もし、議員がおっしゃるような、いっぱい患者様からむしり取るために、ある意味ICUを置くといったこと、これがもし事実だとして、それが動いているとしたら、恐らく患者様だれももう来ないですよ。病院というのは、あくまでも経営の裏側というのは信頼があると思うんですね。ですので、そういった意味からすると、私はICUがあって、それが結果的に今黒字になっている、何らそしりを受けることはないと思います。

その上で、私が外の救急隊に、武雄市民病院にお願いに行ったかという話なんですけれども、私は外の救急隊にお願いに行ったことはありません。しかし、消防長であるとか、消防次長に対しては、とにかくやっぱり使ってほしいということは申し上げた経緯があります。これは、あくまでも私は武雄市長であると同時に杵藤広域圏の管理者という立場があります。そういった意味で、私はすぐれた救急医療、救命医療を広域圏、南部圏の皆様方に提供をする、受けていただくということは、権利義務関係だと思っておりますので、そういった意味から、幅広く武雄市民病院に搬入をしてほしいということは言っておりますし、今でもその考え方は変わっておりません。ただ、その前提とするのは、あくまでも患者様本意であります。患者様が近くがいいとかということであれば、それは患者様の、あるいは御家族の御希望どおりだというふうに思っておりますので、それはぜひ申し添えたい。

そして、最後にしますけれども、議員御案内と思っておりますけれども、今南部医療圏以外でも武雄市民病院に救急搬送したいと、あるいはその実績もできつつあります。そういった意味で、これは信頼と評判が上がってきて、武雄市民病院でぜひ外の救急隊の皆さんたちも連れていきたいということを私のところにも話が来ておりますので、そういった意味では、非常

に今いい方向にいつているというふうに私は理解をしております。

ただ、いろいろ苦情、課題もありますので、それは、さきの答弁でもお答えしましたとおり、一つ一つ丁寧に解決をしていく必要があるだろうというふうに認識をしております。

○議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

大田副市長は病院担当として、市長の命を受けて市外に行かれたことはありませんか。

○議長（杉原豊喜君）

大田副市長

○大田副市長〔登壇〕

ございません。

○議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

ICUの設置の問題というのは、聞くところによりますと、実態として今のこの、最初よくわかりませんでしたけれども、この間、経緯が示す数字を私は申し上げました。やはりこのICUというのは、患者さん1人報酬単価17万円ですよ。そういう意味では、今市長はいいことを言われました。でも一方で、私が耳にするのは、聞くのは、結局ICUに入るか入らないかはドクターの権限です。当然、そのドクターの裁量でしょう。だから、問題はこのドクターの裁量が今までの市民病院のドクターと違いまして池友会から応援に来ていただいているドクターであります。この違いではないでしょうか。私は、そういう意味では、自治体病院の役割というのは、当然救急告示病院として、これまで重要な役割を果たしてこられたわけです。と同時に、それを公的に維持するためには、赤字だから廃止だというのは、それは、短絡ではなかったかというのが結論であります。それは何かというと、この間の市民病院問題の取り組みが、やはり市民は寝耳に水だったということが、これまで私いろいろ視点を変えて質問をしてみました。その最たるものが一昨年、平成19年11月13日、樋高院長に蒲池統括監から、蒲池会長からよろしく頼むと言われたということでの、この現場の大混乱が事の出発ではなかったかなと、私はそういう意味では、市長は就任以来3年間、開設者として本当に市民病院を公的医療機関として、地域の中核医療機関として継続していくという立場ならば、こういう市長選挙、リコールの取り組みがあつての再選挙、市長はこの間、選挙後一定の民意を得られたと評されておりますけれども、私は市民の間で亀裂を起し、その亀裂の溝が沈殿しているということではないかということを描きおきたいと思えます。それは、先ほど前の各議員の質問の中でも出てまいりました。やはり運営協議会を立ち上げる上で問題が大きいんです。やはり市民感情として、本当に地域医療を担うのは、

中核医療機関と、そして地域の先生方ではないでしょうか。

そこでもう1点、武雄市民病院のイメージの維持という視点から質問したいと思いますが、今、武雄市民病院の組織図を示していただきました。今現在181名の組織人員となっています。181名のうちに、産休等で休職をされている方もおられますので、実働170名であります。そのうち池友会から22名の方の応援を受けて治療に当たっておられますが、この22名の池友会からの応援の実態について御答弁をいただきたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

古賀市民病院事務長

○古賀市民病院事務長〔登壇〕

御指摘のとおり、池友会から応援をいただいております。これは、24時間365日の診療体制を築くという意味では、これまでの武雄市民病院の職員だけでは対応できないということもございまして、応援をいただいているというところでございます。

具体的に言いますと、看護部門、あるいはリハビリテーション部門、それから放射線、薬剤科、検査科等々の応援をいただいているというところでございます。特にリハビリテーション科につきましてですけれども、急性期のリハビリ、あるいは回復期のリハビリ、こういったリハビリを強化することによって、患者様が早期に退院をされる、あるいは帰ってからの仕事、あるいは日常生活がうまくいくと、こういったことを目当てにやっているわけですが、ここら辺につきまして、応援を受けて多大な貢献をいただいているというふうに考えております。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

事務長の答弁に若干補足をいたしたいと思います。

先ほど出たリハビリテーションの増員について、なぜということは、これについては患者様からの要望が結構ありました。私のような非医療人のところにもありましたので、患者様、御家族の幅広いニーズを承って、現有の市民病院のパワーではどうしてもできないところ、あるいは管理上の問題も含めてそうですけれども、そういったことについては虚心坦懐に池友会にお願いをして来ていただいているということでもありますので、これは市民ニーズに応じて今の市民病院の構成を、当初からはだんだん変えつつあるということ、ぜひ御理解をいただきたいと、このように思っております。

○議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

ことしの1月3日に求人広告を出して武雄市立市民病院、正看、准看、30名程度の募集を

かけられた記事が載っておりますが、いわゆる国家資格をお持ちの看護師さんではないかと当然思うわけですが、外来の外来手術中央材料室25名いらっしゃるわけですが、ここに池友会からの応援ということで1名いらっしゃるわけですが、この方が、どういう部署でどういう仕事をしておられるのでしょうか。

○議長（杉原豊喜君）

古賀市民病院事務長

○古賀市民病院事務長〔登壇〕

手術の際の事務的な応援をする職員であります。

○議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

手術の事務的補助とはどういうことですか。

○議長（杉原豊喜君）

古賀市民病院事務長

○古賀市民病院事務長〔登壇〕

手術の際ですけれども、医師は当然手術を執刀するわけですから、応援といたしまして、これに看護師がつくということになります。さらに、そのほかに器具等の設定とか、そういった事務的なものがございますので、そういった応援をしている職員のことを申し上げました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

先ほど言いましたが、求人募集するのは正看、准看、いわゆる国家資格をお持ちですよね。応援されている方は、検査科とか放射線科とか薬剤科とか、リハビリテーション、先ほど市長も補足されましたが、池友会から検査科に1名、放射線科に1名、薬剤科に1名、リハビリテーション科に今15名、そのほかに、外来手術中央材料室に1人おられるわけですが、この方、国家資格をお持ちなんですか。

○議長（杉原豊喜君）

古賀市民病院事務長

○古賀市民病院事務長〔登壇〕

医療業務に従事する職員につきましては、国家資格が一般的に必要でございます。ただいま申し上げた職員につきましては、国家資格を必要としない仕事に従事をいたしております。

○議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

それは整合性がないですよ。手術の事務的補助をしているというのは、当然国家資格がなければ、それは対応できないんじゃないのか。これは、医師法いかがでしょうか。医師法とか照らしてどうなんでしょうか。

○議長（杉原豊喜君）

古賀市民病院事務長

○古賀市民病院事務長〔登壇〕

医療法に照らして国家資格が必要ない業務をしているということでございます。

○議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

私は、これは紛れもなく明らかにしたいと思います。この中身について、詳細に具体的に求めたいと思います。その境、いわゆる医療業務に携わるということは、当然国家資格がなければできない行為をやれるというのが。かつて私ども言いました、昨年8月1日付で就任をされました蒲池医療統括監が、就任のごあいさつで、自分はこれまで法律すれすれに業務をやってきたんだという、これ市長も後で確認的な、そういう言動に対して一般質問の中であったのを記憶しているんですが、こういう実態だということを私はおかしいと、今この答弁を聞いて、ここにこういう組織図の中で示していただきましたけれども、今の実態を把握して、おかしいなということで今お尋ねをしましたけれども、私は、本当にそういう行為は直ちにやめるべきだということを申し述べておきたいと思います。

本当に、いわゆる医療法人池友会の医療方針というのは、やはりもうかる医療なのかなと、もちろんそこには医療の要求、ニーズがあるでしょう。そういう意味では非常に上手だなと。いわゆる経営、行政というのはそういう意味では、やはり経営面だけでなく、地域の皆さんの心の糧となるこれまでの市民病院の役割を維持するべきだと、私は今でもその信念が変わるものではありません。

そういう意味で、この中で市長は、さきの一般質問にもありました。売買予算を今議会に提案をされているわけですが、この解体費用、8,000万円で解体して売り渡すと、本来1ベッドの価値、きのう谷口議員も言われましたが、やはりベッドの価値がその病院を運営していく上で重要な側面です。この売買価格が発表されて、私は本当にそういう意味では、地元の開業医の皆さん、医療に携わっている関係者の皆さんの思いは、やはり3億円というのは、4億円以下の金額というのは、私は本当に、谷口議員も言われましたけれども、かんぼの宿の例に照らしてみても本当に相酷似していると言わざるを得ませんし、この解体費用というのは、解体しようとしまいと8,000万円引くんですか。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

これ、先般来から再三再四にわたって答弁をいたしておりますけれども、まずベッドの価値ということにつきましては、基本的に公有財産でありますので、1ベッド幾らとかというのに値をつけることそのものが公法上は不適當なんですね。その上で、これは谷口議員にお答えしたとおりでありますけれども、そのベッドの価値というのは、ベッドの上でどういう医療が展開をされるか、私はこれに尽きるというふうに思っておりますので、そういった意味で、私は今患者様から、まだ限られた患者様ですけれども、非常に今武雄市民病院はよくなっていると、入院して本当によかったということを知ることになり、私はむしろ旧来の市民病院よりも今の市民病院のほうがベッドの価値は上がっているというふうに思っております。そういった意味で、それをきちんと引き継いでいただくのが池友会ということになると、それは非常に望ましいことだというふうに私は今でも思っております。

その上で、解体費用につきましては、これも昨日答弁をいたしましたけれども、これは、8,000万円というのは日本不動産研究所にお願いをして、その中で8,000万円が適当であるということで、私はその8,000万円というのを承っております。そういった意味で、これが高いか安いかについては、あくまでもこれは日本不動産からいただいた価格ですので、私としては、それが正当に第三者の目から見た価格であるというふうに認識をしております。

そして、これはおととも申し上げましたけれども、あくまでも私たちは法律の世界で生きているわけですね。これは議員さんたちも同じであります。あくまでも売り渡すときには原状回復して渡すのが、これは民法及び民法の特別法である商法上の決まりであります。そういった意味で、私は病院のように供さない、供するつもりがないもの、病院というのは特殊な構造でできておりますので、それを病院として使わない場合には、仮にそれを違うものに、例えば社会福祉施設に使うにしても、それについては8,000万円を価格から引いてお渡しするということについては、これは良識、常識にのっとってやっているものだと、これも議会の議決、そして、契約書の中にもきちんと書かせていただいておりますので、公明正大にきちんとやっているというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

基本協定書に、あるいは公募要項に基づいて示されているだけでありまして、議会には示されておりません。私は、そういう意味では議会で議決したわけでもありません。今回、売買価格が議会に提起されているだけであります。私が聞いているのは、いわゆる解体費用

8,000万円、解体しても解体しなくても引くのかと聞いていますが答弁ありません。この課題について、後の同会派の平野議員に譲ります。

次、3番目の人事についてお尋ねをします。

私は、この人事について何回か質問をいたしました。時間もありませんので、特に指摘したいことを簡潔に申し上げますが、今回、U・Iターン制度を取り組まれました。古川県知事も同じように取り組まれております。県は18、19、20年度、13名の採用をされております。そのうちUターン者は7名、Iターン者は6名です。県のいわゆる部局、知事部局で3,302名いらっしゃいますから、この比率は0.2%であります。

そういう中で、我が武雄市は18年度、19年度、20年度採用されて8名のU・Iターン制度で採用されております。このうち、U・IターンはすべてIターンの採用であります。職員定数の約2%であります。この間、職員の合併、平成18年3月1日、この3年間、職員定数のプラス・マイナスについて御答弁をいただきたいと思っております。

○議長（杉原豊喜君）

大庭総務部長

○大庭総務部長〔登壇〕

まず、先ほどの採用の件ですけれども、予定を含めて8人ということで現在採用しているのは5名でございます。21年度に予定をしているのが3名いらっしゃいます。

定数の変遷ですけれども、定数そのものは変わっておりません。ただ、実人員といたしましては行政改革プランにあります定数の管理計画に基づきながら進めておりまして、20年4月現在で422名でございます。

○議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

各年度ごと御答弁をと言いましたが答弁されませんので、この間どういう職員体制になったか。合併前499名おられた職員が、合併の3月1日時点、471名でスタートをしております。平成18年453名、マイナス18ですよね。平成19年4月1日時点で438名、このときマイナス33です。平成20年4月1日422名、先ほどの部長の答弁です。今度の4月1日の予定が412名であります。マイナス87名、定数、実人員がですね。そういう流れの中で、退職された方が88名おられるわけですが、定年で勤務終了された方が43名、約半分、あと勸奨とか自己都合等、その他でやめた方が45名いらっしゃるわけですが、そういう中で、採用されたのが平成19年4月1日付で7名、そして11名、そして今後は11名ということになるわけで、いわゆるプラス・マイナスがあるわけですが、そういう、先ほど言いました412名に対してU・Iターン制度のパーセントが2%と申し上げました。

そういう意味で、私は以前の質問の中で、U・Iターン制度の中で、やはりUターンの採

用はよくわかるけれども、Iターンについては同意できない、そういう思いで質問しましたけれども、結果としてこういう実態です。県の採用の実態を言いました。7対6と、Uターンが7、Iターンが6と言いました。

そういう意味で、市長の見解を求めたいと思いますが、この市長の過去の答弁には、Uターン者もおって、いわゆるゴムのように柔軟性がある、硬直した新規の学卒だけではなく、そういうU・Iターンの採用も含めてと言われましたが、結果としてIターン者だけですが、そういう流れをどう認識していらっしゃいますか。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

御理解いただきたいのは、公務員の試験というのは非常に特殊なんですね、これは為政者、私の場合は今行政の長でありますけれども、これがいいとか、あれがいいとか、この人がいいとかって言う立場じゃないんですよ。あくまでも、これは地方公務員法上、あるいは私は国家公務員として勤務をしましたので、これは私よくわかるつもりでいるんですけども、あくまでも成績主義なんですね、成績主義。ですので、私はUターンとIターンが適度なバランスでいるというのは望ましいということは今でも思っておりますし、これは、もう少し議員、時間をおかしてほしいと思うんですね。まだ始まって予定者まで含めると3年なんですね、少なくとも人事は、国家百年の大計というぐらいに、もう少し幅広く見なきゃいけない。これが例えば10年たってゼロだとするならば、これはIターン、Uターン制度がおかしいという御批判は甘んじて受けます。しかし、まだ始まって3年ですし、なおかつ先ほど申したとおり、これは結果なんですね。ですので、受験者に、例えば受験者の皆さん方で例えばUターンが一人もいないということは、これは問題です。しかし、今ちょっとごめんなさい、私データの用意をしておりますけれども、受験者の中にもUターン希望の方々もいらっしゃるというふうに認識をしております。そういった意味で、結果的に成績主義でIターンだけに今のところなっているということについては、これについてはそのとおりかなというふうには思っております。

その上で、Iターン、非常に頑張ってくださいしております。そういった意味で、私は今2%というのは率直に言って低いなというふうに思いました。Iターン、Uターンを含めてパーセンテージの維持向上に向けては、私はやっぱり異文化の交流というのは必要だと思うんです。議会がそうだと思うんですね、異なる年齢であるとか、職種であるとか、この今の武雄市議会の活力は、そういうまさにIターン、Uターンですもんね。だから、それが活力を生んでいると私は思いますので、あくまでも武雄市の人に生まれたから武雄市を担うだけではなくして、率は低いかもしれませんが、いろんな武雄をよくしていこうという方々が集まって行政を担っていく、これはある意味、地方行政の理想だというふうに認識を

しております。

○議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

市長の思いは、るる申されておりますが、いわゆる自治体というのは、やはり運営する上でこれまでのさまざまな歴史を持っているわけです。もちろん、味を加えたり、いろいろさまざまな手法も要るでしょう。でも、紛れもなく人事というのは、また、採用試験というのは非常に過敏なものであります。そういう点で、U・Iターンにつきましては、Uターン制度は認めるけれどもというのが、私は今市民の率直な思いではないかということは、改めて代弁して市長に求めておきたいと思えます。

そこで、これまで市長は武雄市の職場体験としてインターンシップ制度を取り入れられております。17年度、18年度、どういう実態なのかお示しをいただきたいと思えます。

○議長（杉原豊喜君）

大庭総務部長

○大庭総務部長〔登壇〕

今のところ手元にその数字を持ち合わせておりませんので、後だって報告させていただきます。

○議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

このインターンシップというのはどういうものなのか、部長、これまで取り組んできておられるわけですから報告していただきたいと思えます。

○議長（杉原豊喜君）

大庭総務部長

○大庭総務部長〔登壇〕

インターンシップというのは、学生さんを中心にですけれども市役所の仕事を体験して将来の自分の選択に生かしていくというふうなことと、また、自分が武雄市を受けてみたいという人も、そういったことでまず職場体験をしていくと、そういったことと、もう1つは、いろんなそういった方々との交流を深めながら、市職員としてもスキルアップを図っていくと、そういった面も含めてのインターンシップ制度の活用でございます。

○議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

このインターンシップ制度、先ほど部長言われました。これに参加した、インターンシッ

プに参加された方が、市長、副市長に大変お世話になりました。よく顔も覚えております。こういう話を直接伺いました。私は、そういうときに、平成19年12月議会に副市長の答弁があります。副市長は、面識はありませんと言われました。これは重要でありますし、市長は記憶にありませんと言われました。先ほど部長答弁でありましたように、受験する、した人も参加したと言われました。非常に重要な問題であります。紛れもなく不透明ではないかと。副市長は、あのとき面識はありませんと言われましたね。平成19年12月議会です。私は、そういう意味では大田副市長も同じ副市長です。当時、この武雄市の職員の採用試験の6名のうちの試験官ですよ、古賀副市長、大田副市長、大庭部長。ましてインターンシップの所管は総務部でしょう。総務部の所管ですよ。ですから、平成18年インターンシップに4名来られているわけですから。その方の中で、市長や副市長に大変お世話になりました。副市長の顔よく覚えています。ですから、古賀副市長が答弁された、私のあの当時の質問に対して、面識はありませんと言いましたが、私はそういう不可解な答弁はいかがかと考えておりますが、そういう意味で、あえて再度古賀副市長にその当時の答弁を求めたいと思います。

**○議長（杉原豊喜君）**

古賀副市長

**○古賀副市長〔登壇〕**

お答えいたします。

インターンの職場経験は例年やっておりますけど、この方たちと私副市長と対面することは今まではありません。というのは、インターンの人を集めて、そこで私が講演をすることとか、それから職場はこういうところですよと説明する場とか、そういう場は一切ありませんので、直接お話をする機会は今までもあっておりません。

以上です。

**○議長（杉原豊喜君）**

23番江原議員

**○23番（江原一雄君）〔登壇〕**

インターンシップ制度を取り組まれて、たまたま市長、副市長の部屋が別だったらわかります。でも、市長、副市長3名同じ、同部屋であります。そういう意味では、インターンシップに来られた方が表敬訪問等方々、訓示といいましょうか、お互いのあいさつといいましょうか、それは当然あっているようであります。だから、今の副市長の答弁は、私は理解できません。

まして、市長に最後お尋ねしますが、それに関連するインターンシップに来られた方が、市長と昼食をともにしたり、居酒屋でいわゆる宴会的な懇親会にも市長は参加をされているわけですがけれども、面識があるという意味では、非常にこれは重要だと思いますが、再度御答弁いただきたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

面識があるというのは、大辞林という日本で一番評価の高い国語辞書を調べた場合に、顔見知りであるということなんです。顔見知りであると、これは、顔見知りというのは、私が理解する限りは、お互いの立場、お互いの性格をきちんと知っているということが面識があるということだと思えます。私は記憶がありませんと、それは毎日何十人、場合によっては100人を超す皆様方と会うんです。その中で、一つ一つじゃあそれが、どの時点でどうあったかというのは、私は少なくとも覚えていないときもあります。その中で、議員に報告書としてお渡ししたと思いますけれども、その居酒屋ではうちの職員の有志と当該のインターンシップの皆さんたちが懇親会をするときに、私は10分か15分程度そこにいました。それは前と後にちょっと用事がありましたので、本当なら全部いたかったんですけども、そこで招かれてごあいさつをしたということはありません。

それともう1つが、昼食をともにしたということについては、うちの職員の有志と、たしか当該職員が自分の郷里に帰るときに武雄に立ち寄ったんで、一緒に食事をする、そのときに、基本的に私はランチは余り1人でとらないようにはしているんですね。いろんな人と、議員さんたちと今とっておりますけれども、そういった意味で、なるべく多くの皆さんたちに、ランチの時間ぐらいは一緒に食べたいということでお招きをいただきましたので、一緒に食べたということでもありますので、議員のおっしゃる面識がある、なしということについては、議員の御指摘のほうが私は理解ができません。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

これだけ、るる申されました。平成19年のときには、記憶がありませんと言ったんですよ。これだけ、るる記憶があるということを答弁いただきました。この間、私が人事問題を取り上げて質問項目を出しましたら、さきの1月の一般質問でも言いましたが、平成19年12月に市長から、ある人が質問をやめてくれとか、今回も私がこの問題を取り上げたら、関係部局からも質問をやめてくれとか、また、あるところから質問をやめてくれとか、私は本当に、私の議員活動にとって、そんな束縛されるものではないということを申し上げたいし、この問題の真相は、やはり明らかではないでしょうか。市長、試験官の皆さんにとっては知っていたということを申し上げて、私の質問を終わります。